

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法 ・政府想定を踏まえ、各部門における業務の優先順位及び欠勤率に応じ、業務実施計画を策定し、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

・新型インフルエンザ等の発症状況に応じ、必要な要員を確保し、業務の継続を図る。

(2) 感染対策の検討・実施

・発生段階別の対策項目に従い、感染対策を実施する。

・職場における感染対策を実施する。

・感染予防、拡散防止を目的とした品目を備蓄する。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制政府対策本部の設置後、速やかに、新型インフルエンザ等に対する会社の対応方針を協議するため、社内に発生段階別の新型インフルエンザ等 対策本部又は新型インフルエンザ等緊急事態対策本部を設置する。

(2) 情報収集・共有体制 平素から、国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症への対応状況や 医療体制等に関する情報を、国、地方公共団体等から収集し、新型インフルエンザ等の発生 時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携 平素から、新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり、関係機関との連携を図る。

3 その他

(1) 教育・訓練 ・的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように、平素から社員等に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策等の教育の実施及び新型インフルエンザ等対策訓練の実施に努める。 ・国、地方公共団体、同業他社等と共同して、新型インフルエンザ等対策訓練を実施するよう努める。

・新型インフルエンザ等対策訓練とその他訓練について共通の事項がある場合には、必要に 応じて有機的な連携を図れるよう配慮する。

(2) 計画の見直し 新型インフルエンザ等に関する状況は絶えず変化していることから、本計画に記載された内容については、訓練等の対応成果も踏まえながら検討を加える。また、国、地方公共団体 等が提供する情報により適宜見直しを行い、改定する。

以 上